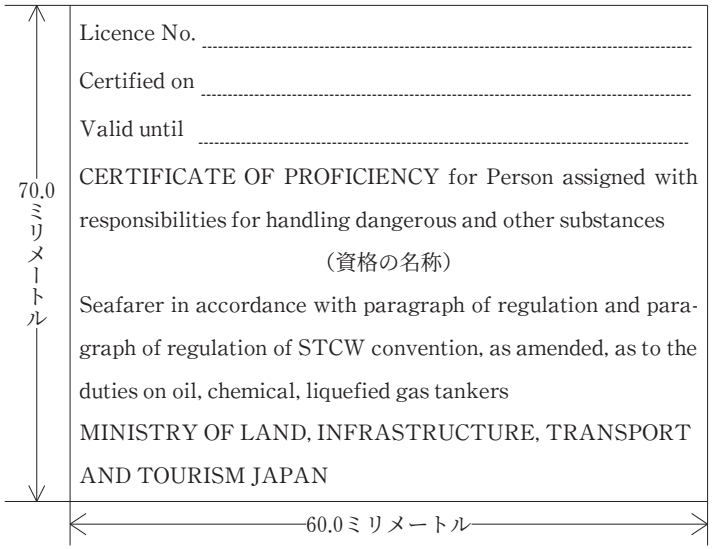
第二十二号の四書式及び第二十二号の五書式を次のように改める。

第二十二号の四書式（第七十七条の六関係）



第二十二号の五書式（第七十七条の七関係）（日本工業規格Ａ列４番）

危険物等取扱責任者資格認定更新申請書

年　月　日

殿

ふりがな
申請者氏名
住　所

危険物等取扱責任者の資格の認定の更新を受けたいので、船員法施行規則第77条の７第２項の規定により申請します。

船員手帳番号	第	号
認定の更新を受けようとする資格の区分及び証印番号	甲種（石油） 甲種（液体化学薬品） 甲種（液化ガス） 乙種（石油・液体化学薬品） 乙種（液化ガス）	№. №. №. №. №.
乗船履歴		
講習課程の名称等		
＊		

記載心得

1　認定の更新を受けようとする資格の区分及び証印番号の欄には、該当するものを○で囲み、証印番号を記載すること。

2　乗船履歴の欄には、更新のために必要な乗船履歴及び職名を記載すること。

3　講習課程等の欄には、更新に必要な修了した講習の課程の名称、修了年月日を記載すること。

4　＊欄には記載しないこと。

（船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正）

第二条　船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二号様式（第一頁）及び（第二頁）を次のように改める。

（第２頁）

License No.	
Date	
Certificate of Proficiency for Health Supervisor	
Name :	
Date of Birth :	
Under the provision of Article 82—(2) of Mariners Law, 1947, it is certified that the above mentioned person has been qualified for a health supervisor.	
Health supervisor in accordance with regulation Ⅵ/4 of STCW convention, as amended.	
Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism	
Japan	

（第１頁）

番　号
年　月　日
本籍地の都道府県名
氏　名
年　月　日生
船員法（昭和22年法律第100号）第82条の２の規定により衛生管理者たる資格を有する者であることを証明する。
衛生管理者は、改正された1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約附属書第６章第４規則の基準に適合する者である。
国土交通大臣　氏　名　印

（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第五項第四号中「その他当該国際航海日本船舶」を「、当該国際航海日本船舶」に改め、「従事する者（」の下に「船舶保安管理者を除く。」を、「という。）」の下に「その他の乗組員」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の船員法施行規則第十六号書式による船員手帳、第二十二号の二書式による証印、第二十二号の四書式による第九号表第一号から第三号までの上欄に掲げる資格の区分ごとの甲種危険物等取扱責任者の証印及び同書式による乙種危険物等取扱責任者の証印並びに第二条の規定による改正前の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第二号様式による衛生管理者適任証書は、それぞれ第一条の規定による改正後の船員法施行規則第十六号書式による船員手帳、第二十二号の二書式による証印、第二十二号の四書式による第九号表第一号から第三号までの上欄に掲げる資格の区分ごとの甲種危険物等取扱責任者の証印及び同書式による乙種危険物等取扱責任者（石油・液体化学薬品及び乙種危険物等取扱責任者（液化ガス）の証印並びに第二条の規定による改正後の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第二号様式による衛生管理者適任証書とみなす。